

○銃砲刀剣類所持等取締法の規定に基づく許可の期間等を定める規則

平成21年11月27日
公安委員会規則第20号

銃砲刀剣類所持等取締法の規定に基づく許可の期間等を定める規則をここに公布する。

銃砲刀剣類所持等取締法の規定に基づく許可の期間等を定める規則

教習資格認定証の有効期間を定める規則(昭和55年鹿児島県公安委員会規則第14号)の全部を改正する。

(目的)

第1条 この規則は、銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号。以下「法」という。)及び銃砲刀剣類所持等取締法施行令(昭和33年政令第33号。以下「施行令」という。)の規定に基づき、鹿児島県公安委員会が定める銃砲若しくはクロスボウ又は刀剣類の所持許可の期間及び教習資格の認定の有効期間を定めるものとする。

(許可の期間等)

第2条 許可の期間及び認定の有効期間は、下表のとおりとする。

根拠	区分	許可の期間等
施行令第6条第1項	法第4条第1項第4号に規定する拳銃又は空気拳銃の所持許可	許可の日から2年間
施行令第6条第2項	法第4条第1項第8号又は第9号に規定する銃砲等又は刀剣類の所持許可	1年を越えない範囲内において、公演等の期間等を考慮し、その都度定める。
施行令第24条第1項	法第6条第1項に規定する銃砲等又は刀剣類の所持許可	60日を越えない範囲内において、競技会の開催期間を考慮し、その都度定める。
施行令第26条第2項	法第9条の5第2項に規定する教習資格の認定	認定の日から3月

附 則

この規則は、平成21年12月4日から施行する。

附 則(令和3年11月19日公安委員会規則第29号)

この規則は、令和4年3月15日から施行する。